

亀山市告示第92号

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の空き店舗等を活用して事業を行おうとする個人、法人、市民活動団体等（以下「事業者等」という。）に対し補助金を交付することにより、市内での創業等を支援するとともに、空き店舗等の解消による地域のにぎわいの創出を図り、もって市内の産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗等 次のいずれかに該当する店舗及び建物をいう。

ア かつて営業その他事業の用に供されていた延床面積500平方メートル未満の店舗であって、6月以上営業その他事業の用に供されていないことが常態であるもの

イ かつて居宅として使用されていた建物で、6月以上居宅として使用されていないことが常態であるもの

ウ その他市長が適当と認めた店舗及び建物

(2) 指定区域 亀山市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、亀山商工会議所の推薦を受けた事業者等であって、この告示の規定による補助金の交付を受けたことがないものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としないうることができる。

(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号)及び亀山市認定こども園条例(平成27年亀山市条例第30号)に規定する利用者負担額等

(2) 亀山市農業集落排水処理施設条例(平成17年亀山市条例124号)に規定する使用料

(3) 亀山市営住宅条例(平成17年亀山市条例第135号)に規定する家賃

(4) 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)に規定する使用料

(5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年亀山市条例第34号)に規定する負担金等

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、指定区域において事業者等が行う、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業その他集客やにぎわいの創出に資するものとして市長が認めるもの

(2) 原則として週4日以上かつ日4時間以上営業するもの

(3) 補助金の交付を受けようとする年度の末日までに開業し、引続き2年以上当該事業を継続する見込みがあるもの

(4) 補助対象事業に係る空き店舗等の改装工事を市内に事業所を有する業者に発注するもの。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業

(2) チェーンストアの直営店による事業

(3) 指定区域の店舗を移転して開業する事業

(4) その他市長が不相当と認める事業

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る空き店舗等の改装工事（市の他の補助金等の交付の対象となるものを除く。）に要した費用のうち事業の用に供する部分に係る次に掲げるものとする。

(1) 内外装工事費

(2) 建物附属設備工事費

(3) 看板設置工事費

(4) その他市長が特に認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、事業の用に供する部分と事業の用に供する部分以外の部分が明確に区別することができない場合は、その工事費の全額を補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の額から国及び県から交付される補助金等の額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額（1 0 0 万円を超える場合は、1 0 0 万円）を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする事業者等は、空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、空き店舗等活用支援補助金交付決定通知書
(様式第2号)により申請書に通知するものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第10条 事業者等は、事業計画を変更し、又は中止しようとする
場合は、変更(中止)承認申請書(様式第3号)を遅延なく市長
に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 第9条の規定により補助金を交付する旨の決定通知を受
けた事業者等(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業
完了後、空き店舗等活用支援事業実績報告書(様式第4号)に市
長が必要と認める書類を添えて、その実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は前条の報告があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の額を確定して空き店舗等出店事業
補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するも
のとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた交付決定者
は、空き店舗等活用支援事業補助金請求書(様式第6号)により
市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれか
に該当したときは、そのものから既に交付した補助金の額の全部
又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 開業後2年以上営業を継続して実施しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当と認める理由がある
とき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付を受けた者に係る補助金の返還については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住所

氏名



（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

店舗等の所在地	亀山市
店舗区分	店舗専用 住宅併用店舗
店舗全体面積 （うち居住部分面積）	（ m^2 m^2 ）
補助対象工事見積金額	円
交付申請額	円

添付書類

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）空き店舗等の写真及び所在地を示す図面
- （3）空き店舗等の賃貸借契約書の写し
- （4）6月以上空き店舗であったことの証明書

- (5) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (6) 住民票（法人にあっては、登記事項証明書）の写し
- (7) 市税等に滞納がないことの証明書
- (8) 亀山商工会議所の推薦書
- (9) 継続営業の誓約書

同意書

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定の施行に必要な限度において、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

申請者

印

(生年月日)

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

亀山市長



空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった空き店舗等活用支援事業補助金交付については、下記のとおり決定したので、亀山市空き店舗対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 申請者住所（所在地）
- 2 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 3 交付金額

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更(中止)承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付
決定を受けた、亀山市空き店舗等活用支援事業補助員の
内容を次のとおり変更(中止)したいので、亀山市空き
店舗等活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定によ
り、関係書類を添えて申請します。

1 変更又は中止の理由

2 変更内容

	変更前	変更後
補助対象事業費		
補助金交付申請額		
事業内容		

様式第4号(第11条関係)

空き店舗等活用支援事業実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住所

氏名 ⑩

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた、亀山市空き店舗等活用支援事業について、亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 店舗所在地及び連絡先
- 2 工事完了年月日
- 3 補助対象工事額

添付書類

- (1) 補助対象工事費の支払領収書の写し
- (2) 補助対象工事後の店舗写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

様

亀山市長

印

空き店舗等活用支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった亀山市空き店舗等活用支援事業補助金については、次のとおり確定しましたので、亀山市空き店舗等活用支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金確定額

円

様式第6号（第13条関係）

空き店舗等活用支援事業補助金請求書

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で額の確定のあり
ました亀山市空き店舗等活用支援事業補助金について、次の
とおり請求します。

請 求 額	円		
振 込 先	銀行 金庫 農協 支店		
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			